

昭和三十九年刊の「奈良電社史」には、もともと奈良電の線路は寺田村の東部に敷設されることになつたことが記述されています。

それが現在線の寺田西部を縦貫するように路線変更の申請書が奈良電から府に提出されました。

このことで、昭和二年一月の寺田村々会は討議のすえ、つきのような意見書を市知事に出すことを決定しました。

その主旨は、奈良電は線路変更の申請書を出したがこれは「本村将来に至大なる利害関係を及ぼす公益上由々敷大問題」につき、此の「暴挙」を認めるとはできない。

断然不許可にしてほしい

がらなぜ変更申請したのか理解

しかし、この問題が更にどの

理が大きな問題として懸案であつたのですから、それと関連

常に戸部に発展している、

などをあげています。

などをあげています。

局は現在線が西部に敷設された

かりませんが、寺田では堤畝整備が進んでおり、排水に苦慮し、排水路建設を

協議している、「本村西部に線路をもうけるとき田の面より四、五尺も高い堤類似の線路を築造することになり、濁水停滞、米作被害、住家浸水は必至である、

「本村百年の発展」のために、

議員が退席していることが「村々議録」の中みられ、どこの意見のちがいがあったのかわ

りません。今日では推察の域を出ない、

その理由として、(1)本村

そして金社に対しても申請を

れないと述べています。

金社はこれらの事情をしりなわけです。

## 市史の窓

No. 9

### 奈良電の路 線変更問題



昭和4年3月大阪毎日新聞にのった広告